

改定日 2025年6月20日

株式取扱規程

株式取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、定款の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当社の株主名簿管理人、同事務取扱場所および同取次所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

同取次所

三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店

(請求または届出)

第3条 この規程による請求または届出は、当社の定める書式によるものとし、第9条の規定による届出印を押印しなければならない。

2 前項の請求または届出について、代理人より行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出しなければならない。

第2章 株主名簿への記載または記録等

(名義書換)

第4条 株主名簿への記載または記録（以下、「名義書換」という。）を請求するときは、株主および株式の取得者が共同して請求するものとし、所定の請求書を提出しなければならない。ただし、法令に定める手続きによる場合は、この限りでない。

2 譲渡以外の事由により取得した株式の名義書換をするときは、前項の手続きによるほか、取得を証明する書面を提出しなければならない。

(法令による別段の定めがあるときの名義書換)

第5条 株式の移転について法令による別段の手続きを必要とするときは、請求書にその

完了を証明する書面を添えて提出しなければならない。

(新株予約権原簿への記載または記録)

第 6 条 新株予約権原簿への記載または記録を請求するときは、所定の請求書を提出しなければならない。

第 3 章 質権

(質権の登録、移転、抹消)

第 7 条 株式につき質権の登録、移転またはその抹消を請求するときは、所定の請求書に質権設定者、質権者連署のうえ、提出しなければならない。

(信託財産の表示または抹消)

第 8 条 株式につき信託財産の表示またはその抹消を請求するときは、委託者または受託者が所定の請求書を提出しなければならない。

第 4 章 諸届

(株主等の住所、氏名および印鑑の届出)

第 9 条 株主、登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、住所、氏名および印鑑を届け出なければならない。ただし、外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。

2 前項の届出事項に変更があったときは、その旨を届け出なければならない。

(外国居住株主等の届出)

第 10 条 外国に居住する株主、登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、前条の手続きのほか、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を定めて、これを届け出なければならない。

2 常任代理人には前条の規定を準用する。

(法人の代表者)

第 11 条 株主が法人であるときは、その代表者 1 名の役職名および氏名を届け出なければならない。

2 代表者を変更したときは、届出書にその事実を証明する書面を添えて届け出なければならない。

(共有株式の代表者)

第12条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。

(株主名簿の表示変更)

第13条 次に掲げる事由により、株主名簿の表示の変更をしようとするときは、届出書にその事実を証明する書面を添えて届け出なければならない。

- 改姓、改名
- 親権者、後見人等の法定代理人の設定、変更または解除
- 商号または法人名称の変更
- 法人組織の変更

(新株予約権者の届出方法)

第14条 新株予約権者の届出事項に変更があった場合にはその旨を届け出なければならない。

第5章 手数料

(手数料)

第15条 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

附則

第1条 本規程は、2025年6月20日より施行する。

第2条 本規程の制定および改廃は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定による。

第3条 本規程の所管部は財務部とする。